
プロジェクト IFRS 解釈指針委員会

項目 IAS 第 32 号「金融商品：表示」—企業が発行したプリペイド・カードに係る負債の当該企業の財務諸表における分類

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2015 年 9 月開催の IFRS-IC において議論された IAS 第 32 号に関する論点及び「アジェンダ却下通知（案）」の内容をご説明するとともに、当該アジェンダ却下通知（案）に対してコメント・レターを送付すべきか、送付する場合における内容についてご意見をいただくことを目的として作成している。また、本資料には、第 1 回 IFRS 適用課題対応専門委員会において専門委員から示された主な意見とそれを踏まえたコメントの方向性について概要を記載している。

II. 背景

要望の概要

2. IFRS-ICは、2012 年 11 月に、銀行¹の財務諸表における当該銀行が発行したプリペイド・カードに係る負債の分類、及び、以下の特徴を有するプリペイド・カード²の未使用の残高の会計処理についての明確化を求める要請を受けた。
 - (1) 有効期限がない。
 - (2) 顧客は、カードを払い戻したり、現金と交換したりすることができない。
 - (3) 特定の小売業者でのみ財又はサービスと交換可能である。また、カードのプログラム次第で、小売業者の範囲は 1 つの業者である場合から、特定のカード・ネットワークに加盟している全小売業者の場合もある。
 - (4) 活発に取引されていない残高に対して手数料が生じない（これは、保有者がプリペイド・カードを使用しない限り、未使用残高が減少しないことを意味する。）。
3. しかし、その後、本件について IFRS-IC では議論されていなかった。これは、本件に

¹ (ASBJ スタッフ注) 本論点に関する IFRS-IC のスタッフ・ペーパーでは、「銀行」は金融機関一般を意味するものと脚注されている。ただし、IFRS-IC のスタッフ・ペーパー及び後述するアジェンダ却下通知（案）では、銀行又は金融機関の定義はなされていない。

² 本資料でプリペイド・カードという場合は、2で述べた特徴を有するプリペイド・カードを言うものとする。

関する IFRS-IC の議論が、IASB と FASB により共同で行われている IFRS 第 15 号に関する移行リソースグループ (TRG) における議論と不整合を生じさせる可能性が危惧されたためである。

論点の所在

4. 今回、明確化が要請された会計処理に関する主な論点は、銀行がプリペイド・カードを発行する時に認識される負債が、金融負債であるか否かということである。金融負債であるか非金融負債であるかにより、プリペイド・カードの未使用残高（非行使部分 (Breakage) と呼称されることが多い。）のプリペイド・カードの会計処理が以下のとおり異なるため、当該区分が重要となる。

(1) 非金融負債の場合（見解 1）：測定時に非行使部分を考慮する。

(2) 金融負債の場合（見解 2）：債務が免責、取消し、又は失効となった時点で金融負債について認識を中止が行われる（IFRS 第 9 号第 3.3.1 項）。

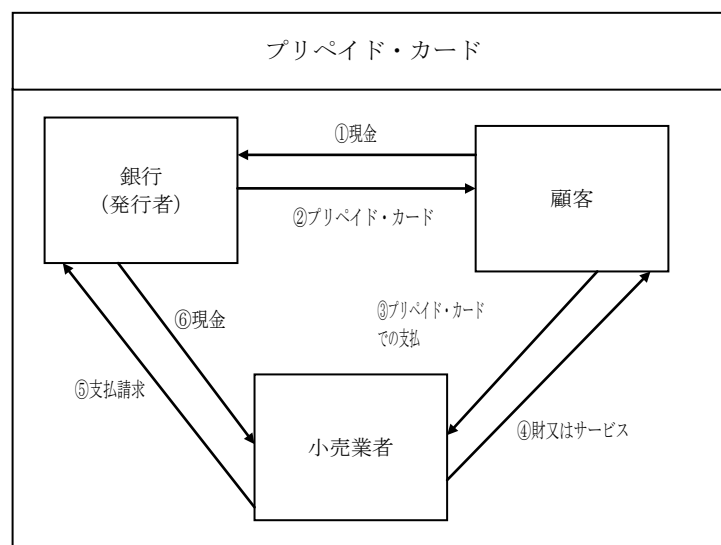
5. なお、今回の検討にあたっては、次の 3 者間の取引が前提として検討されている。

(1) 銀行：プリペイド・カードの発行者

(2) 顧客：プリペイド・カードの保有者

(3) 小売業者：プリペイド・カードの償還と交換で、顧客に対して財又はサービスを提供する者

図 1：検討に当たって想定されているプリペイド・カード取引



6. 上記それぞれの見解について、以下において説明する。

(見解 1) 銀行が発行するプリペイド・カードを「非金融負債」と考える見解

非金融負債か金融負債かの検討

7. IAS 第 32 号第 11 項の金融商品の定義によれば、「金融商品とは、一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は資本性金融商品の双方を生じさせる契約をいう。」とされている。
8. 見解 1 の支持者は、銀行がプリペイド・カードの発行時に認識する負債は、金融商品から生じるものではないため、金融商品のガイダンスに従って会計処理する必要はないと考えている。これは、以下のとおり、プリペイド・カードの発行時に金融資産を有する相手がいなく考えているためである。
- (1) プリペイド・カードは現金と交換できないため、顧客は金融資産を有している訳ではない。
- (2) 小売業者には、顧客に財又はサービスを提供するまで金融資産は生じない。銀行から現金を受け取る権利が生じた日以降にはじめて金融資産が生じる。
9. したがって、見解 1 の支持者は、プリペイド・カードは金融商品の定義を満たさず、銀行の負債は金融負債として分類されないと考える。

想定される会計処理

10. 見解 1 によると、以下の基準を考慮して、プリペイド・カードの発行時に非金融負債を認識し、負債の測定に見込まれる非行使部分を反映すべきと考えられる。
- (1) IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」
- ・ 負債の測定：債務を決済するために要求される資源の流出の最善の見積りを測定する（第 36-37 項）。
 - ・ 債務を決済するために経済的価値を有する資源の流出が必要となる可能性が高くなかった時点で、非金融負債の認識を中止する（第 59 項）。
- (2) IFRIC 解釈指針第 13 号「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」（以下「IFRIC 第 13 号」という。）
- ・ 特典の公正価値を参照して特典クレジットの公正価値を測定する際に、交

換されないと見込まれる特典クレジットの割合を検討する³。

(3) 米国基準

- ・ 実務上、2005年のSECスタッフのスピーチ⁴に基づき、顧客からの交換の可能性がほとんどなくなった（remote）時点で負債の認識を中止している。

11. この見解によると、顧客が小売業者から購入した財又はサービスに対する支払いを行うためにカードを利用した時点（すなわち、小売業者に金融資産が生じた時点）で、はじめて、銀行に金融負債が生じることになる。

(見解2) 銀行が発行するプリペイド・カードを金融負債と考える見解

非金融負債か金融負債かの検討

12. この見解の支持者は、以下の理由から、銀行の負債は金融負債の定義を満たすと考えている。

- (1) 銀行は、顧客の裁量により、顧客の代わりに小売業者に現金を支払う契約上の義務を有している。これは、実質的に要求払預金に類似しており、銀行は、契約上の義務を決済するために現金を引き渡すことを回避できる無条件の権利を有していない。このため、IAS 第32号第19項で説明されている金融負債の定義に関する説明に照らして、金融負債と判断されるべきである。
- (2) 金融負債の定義を満たすために、IAS 第32号は、特定の相手企業が同時に金融資産を有していると特定することを企業に要求していない。
- (3) 顧客と小売業者のいずれも、以下のように、契約上の権利を有している。

- ① 顧客は、財又はサービスに対して小売業者に現金を支払うよう、銀行に指

³ (ASBJ スタッフ注) カスタマー・ロイヤリティ・プログラムについては、IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」においても、追加的な財又はサービスに対する顧客のオプションが別個の履行義務となる場合には、オプションが行使される可能性を見積ることとされている (IFRS15.B42)。また、プリペイド・カード等における顧客の非行使の権利は、①非行使部分の金額に対する権利を得ると企業が見込んでいる場合には、その部分を顧客が行使する権利のパターンに比例して収益として認識する。②非行使部分の金額に対する権利を得ると見込まれない場合には、顧客がその権利を行使する可能性がほとんどなくなった場合に収益として認識する (IFRS15.B46)。

⁴ (ASBJ スタッフ注) 米国公認会計士協会 (AICPA) 主催の「最近の SEC 及び PCAOB の動向に関する 2005 年 AICPA 全国大会」における SEC スタッフの発言 (2005 年 12 月 5 日)。

SEC スタッフは、ギフトカードの非行使部分の認識に関する受入可能又は受入不能な方法を説明しており、受入可能な方法の1つとして、ギフトカードを発行した小売業者が顧客がギフトカードの履行を要求する可能性がほとんどなくなったことが証明できるのであれば、負債の認識の中止も容認できる可能性があると述べている。また、IFRS 第15号と同様、非行使と見込まれる部分について、ギフトカードが交換されるに従って比例的に収益として認識する方法も紹介されている。

図する契約上の権利を有する。

- ② 小売業者は、将来、財又はサービスを提供した後で、銀行から現金を受け取る権利を有する。

【参考】

IAS 第 32 号では、金融負債とは以下のように説明されている（抜粋）。

- 金融負債とは、他の企業に現金又は他の金融資産を支払う契約上の義務である（IAS 第 32 号第 11 項）。
- 契約上の義務を決済するために現金又はその他の金融資産を引き渡すことを回避できる無条件の権利を企業が有していない場合には、資本性金融商品に分類されるものを除き、当該義務は金融負債の定義に該当する（IAS 第 32 号第 19 項）。

想定される会計処理

13. この見解によると、以下の基準に照らして、銀行は負債が消滅するまで、負債（プリペイド・カード）について認識の中止を行うことはできないほか、要求払金額を下回る金額で測定することはできないと考えられる。

(1) IFRS 第 9 号（IAS 第 39 号）

- ・ 当初認識時において、金融負債を公正価値で測定する（IFRS 第 9 号 5.1.1 項/IAS 第 39 号第 43 項）。
- ・ 金融負債が消滅するまでは、負債の認識を中止することはできない（IFRS 第 9 号 3.3.1 項/IAS 第 39 号第 39 項）。

(2) IFRS 第 13 号「公正価値測定」

- ・ 要求払の特徴を有する金融負債（例えば、要求払預金）の公正価値は、要求払金額を、当該金額の支払が要求される可能性のある最初の日（すなわち、即時）から割り引いた金額を下回ってはならない（第 47 項）。

IFRS-IC におけるこれまでの議論

14. IFRS-IC は、過去の会議において、以下の暫定的見解に至っている。

(1) 銀行が発行するプリペイド・カードに係る負債は、金融負債の定義を満たす。

これは、銀行は小売業者に現金を引き渡す契約上の義務（カード保有者が財又はサービスの購入にプリペイド・カードを利用することを条件としている）を有しており、金融負債の定義である「他の企業に現金又は他の金融資産を支払

う契約上の義務」(IAS 第32号第11項)を満たすためである。

- (2) プリペイド・カードに係る負債が金融負債の定義を満たす場合、IFRS第9号(IAS第39号)の金融負債の認識の中止に関する要求事項を適用する⁵。

III. 2015年9月開催のIFRS-IC会議

15. 過去のIFRS-IC会議では、銀行が発行するプリペイド・カードに係る負債は、金融負債の定義を満たすとされたものの、プリペイド・カードに類似するその他の取引(カスタマー・ロイヤリティ・プログラム)についても、同様の会計処理となるのか否かについての疑問が示された。このため、2015年9月に開催されたIFRS-ICでは、カスタマー・ロイヤリティ・プログラムについても検討がなされた(詳細については、別紙1を参照)。しかし、IASBスタッフからは、カスタマー・ロイヤリティ・プログラムについては、様々である等の理由から、今回の検討対象とはされないことが提案された。
16. また、同様の議論が米国財務会計基準審議会(FASB)の発生問題専門委員会(EITF)においても実施されていることから、IASBスタッフより、その状況について説明がされた。これまでのFASBによる審議では、価値蓄積型プリペイド・カードの販売に係る負債は金融負債であるとしたうえで、金融負債の会計処理の例外として、非行使部分の負債について、ASC Topic 606「顧客との契約から生じる収益」の規定と同様の処理を要求する方向とされている(詳細については、別紙2を参照)。

(IASBスタッフの提案—まとめ)

17. 2015年9月のIFRS-IC会議で提示されたIASBスタッフの提案は、以下のとおりである。
- (1) 金融負債か否かの判断：
- IASBスタッフは、プリペイド・カードに対する銀行の義務は、金融負債であるという過去の暫定決定を確認した。その理由は、以下のとおりである。
- ① 銀行は、顧客の代わりに小売業者に現金を支払う義務を有しており、実質的に要求払預金に類似している。

⁵ (ASBJスタッフ注) 金融負債(商品)はIFRS第15号の適用範囲から除外されていることから、金融負債の認識の中止は収益の会計基準ではなく、IFRS第9号に定められる金融負債の認識の中止に関する規定(IFRS第9号3.3.1項)に従う必要がある。

② 契約負債を決済するために現金の引き渡しを回避する無条件の権利を有していない⁶。

(2) カスタマー・ロイヤルティ・プログラム：

プリペイド・カードの論点として検討すべきではないと考える。

(3) FASB の検討と同様に、非行使部分に関する例外的な取扱いを設けるべきか：
設けるべきでない。

18. IASB スタッフは、上記を踏まえ、「銀行が発行したプリペイド・カードに係る負債の当該企業の財務諸表における分類」に関する論点をアジェンダに追加しないことを IFRS-IC に提案した。

IFRS-IC での議論の結果

19. IFRS-IC 会議では、対象とする企業の範囲を除いて、IASB スタッフからの提案と整合的に、この論点をアジェンダに追加しないことが決定された。主な理由は、アジェンダ却下通知の文案において、以下の通り示されている（アジェンダ却下通知の文案については、別紙 3 を参照）。

(1) プリペイド・カードを発行する企業は、カード保有者の代わりに小売業者に現金を引き渡す契約上の義務（保有者が財又はサービスの購入にプリペイド・カードを使用することを条件としている）を有しており、契約上の義務を決済するために現金を引き渡すことを回避する無条件の権利を有していないことから、企業が発行したプリペイド・カードに係る負債は、金融負債の定義を満たす。

(2) IFRS-IC は、カードの発行者においてプリペイド・カードを使用する可能性がある場合でも、企業は、カード保有者が第三者である小売業者でプリペイド・カードを使用する場合に現金の引渡しを回避する無条件の権利を有していないため、企業の義務は依然として金融負債であると判断した。したがって、こうしたカードを発行する企業は、プリペイド・カードに係る負債の認識の中止を行うかどうか、及び、いつ行うのかを決定するために IFRS 第 9 号（IAS 第 39 号）のガイダンスを適用することになる。

(3) これらを踏まえた結果、IFRS-IC では、IAS 第 32 号及び IFRS 第 9 号（IAS 第 39

⁶ 現金の支払義務は、顧客が小売店でカードを使用するという特定の将来の事象の発生を条件としているが、IAS 第 32 号第 19 項では、「企業が現金又は他の金融資産を支払うことを回避する無条件の権利を有しない場合には、当該負債は金融負債の定義を満たす。」とされている。

号)の現行のガイダンスに照らし、解釈指針も基準の修正も必要ないとの結論が下された。

【ASBJ スタッフ注】

アジェンダ・ペーパーでは、当初、「銀行」が発行したプリペイド・カードについて議論が進められていたが、アジェンダ却下通知(案)では、銀行のみならず、一般の企業が発行したプリペイド・カードも対象とされている。また、カスタマー・ロイヤリティ・プログラムについては、アジェンダ却下通知(案)の範囲から除外することが明記されている。

IV. ASBJ 事務局の気づき事項

検討の方向性

FASB による検討

20. FASB では、非金融負債の会計処理に関する例外的な取扱いを設けることが検討されているが、当該会計処理に対する要請は、SEC スタッフから示されていた解釈等に基づき、米国の会計実務では、当該取扱いが広く行われていたことが理由と考えられる。他方、IFRS においては、こうした例外的な取扱いは、これまでも示されていなかったことから、例外的な取扱いを新たに開発する意義は相対的に低いものと考えられる。このため、FASB の取組みと整合的に、例外的な取扱いを設けるべきとは考えられないと考えられることから、この点について、IASB 及び IFRS-IC による見解に同意する。

カスタマー・ロイヤリティ・プログラムに関する検討

21. また、カスタマー・ロイヤリティ・プログラムについては、IASB スタッフによる分析でも示されているとおり、その内容は様々であり、今回の限定的な分析のみによって対応することは困難と考えられる。また、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」について多くの企業が適用準備を行っているほか、IASB と FASB の共同で TRG 会議が開催され、限定的な基準の見直しについて検討がされている状況を踏まえると、この時点において、追加的な解釈を示したり、基準の改訂を行うことは、実務に混乱を来すことが考えられる。このため、カスタマー・ロイヤリティ・プログラムを検討対象としないとする IASB 及び IFRS-IC による見解に同意する。

アジェンダ却下通知(案)の内容

アジェンダ却下通知(案)の方向性

22. 銀行が発行するプリペイド・カードに係る負債は、発行者（銀行）が供給者（小売業者）に現金を支払う義務を負っており、現金を引き渡すことを回避する無条件の権利を有していない。このため、同負債が、金融負債に該当するというアジェンダ却下通知（案）の内容に同意する。

アジェンダ却下通知（案）の対象

23. しかし、アジェンダ却下通知が対象とする企業の範囲について、IASB スタッフから提案されていた「銀行」から「企業一般」に拡大することについては、幾つかの観点から懸念がある。

アジェンダ却下通知（案）に対するコメントの方向性

24. 以上を踏まえ、アジェンダ却下通知の範囲を銀行に限定すべきとするコメント・レターを提出してはどうか。

IV. 専門委員会において示された主な意見

25. 2015年11月10日に開催された第1回IFRS適用課題対応専門委員会では、次の意見が聞かれた。

IFRS-ICの対応の方向性

- (1) 本件は、IFRSと米国基準が異なる結果になる可能性があることもあり、広範な論点であると考えられる。このため、アジェンダ却下通知の対応のみでよいのか、IFRS-IC等でより詳細に分析すべきテーマなのかについて、コメント・レターに記載することも検討してはどうか。
- (2) 本件について、IFRIC解釈指針を公表すべきとは考えない。

アジェンダ却下通知の範囲を銀行に限定すべきという提案について

- (3) 銀行について基準上の定義がないので、「アジェンダ却下通知の対象を銀行にすべき」というコメントは難しいのではないか。
- (4) 「銀行」に範囲を限定すべきとせず、自ら顧客に対して財・又はサービスを引き渡すことによって決済を行わない企業を対象とすることを提案してはどうか。対象を企業一般に広げるとすれば、IFRS解釈指針委員会として、一層の分析が必要と考えられる。
- (5) プリペイド・カードを発行しているのは、ほとんど銀行以外の企業であるため、アジェンダ却下通知が銀行以外の企業に対象範囲を拡大したのはいい方向であるとする。ただし、自社の製品・サービスと決済できてしまうということに

関して検討不十分であるという事務局の分析には賛成する。このため、自社の財またはサービスで決済できるパターンを検討したうえでコメントするか、議論が不十分であるという形でコメントを出してはどうか。

対象となるプリペイド・カードの特徴について

- (6) アジェンダ却下通知に記載されているプリペイド・カードの特徴が、要件なのか記述なのかを検討する余地がある。特に「カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの一部として発行されたものではない。」という記述は、境界があいまいであり、たとえば、お金をチャージしてプリペイド・カードとしても使えるが、ショッピングするとポイントが付くものが含まれるか等について、実務的に疑問を呼ぶ可能性がある。
- (7) 類似の取引に類推適用されないように範囲を限定したいのであれば、発行企業の性質で限定を設けるのではなく、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの特徴を有するプリペイド・カードを除外することを提案してはどうか。

V. 専門委員会で示された意見を踏まえたコメントの方向性

26. 専門委員会で示された意見を踏まえ、次の点について、コメント・レター（案）を修正している（コメント・レター（案）の本文については、本委員会の審議事項(5)-2の資料をご参照いただきたい。）
 - (1) 本件について、（会計基準の限定的な修正を行わず）アジェンダ却下通知によって、対応しようとする方向性を支持する。
 - (2) （「銀行」に範囲を限定すべきというコメントは行わず）自ら顧客に対して財・又はサービスを引き渡すことによって決済を行う可能性のある企業を対象とする場合、結論を下すうえで、更なる分析が必要と考える。
 - (3) 実務における曖昧さを排除するため、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムとプリペイド・カードの要件を双方備えるものについて、範囲とすべきでない。
 - (4) 上記を踏まえ、具体的な修正案を提案する。

以 上

(別紙 1)

カスタマー・ロイヤルティ・プログラムに関する IASB スタッフの分析

(カスタマー・ロイヤルティ・プログラム)

1. IASB スタッフはまず、一般的なカスタマー・ロイヤルティ・プログラムとプリペイド・カードとの違いを以下のように分析している(IFRIC 第 13 号にあげられているカスタマー・ロイヤルティ・プログラムの特徴については、下記の ASBJ スタッフ注を参照)。
 - (1) カスタマー・ロイヤルティ・プログラムは、IFRIC 第 13 号の適用範囲であるが、プリペイド・カードは、販売取引の一環として顧客に付与されるものではないため、IFRIC 第 13 号の適用範囲ではない。
 - (2) カスタマー・ロイヤルティ・プログラムで付与されるポイントの発行の実体は、金融取引ではなく、宣伝である(すなわち、発行者の履行義務の実体は、顧客に将来財又はサービスを提供することであり、決済機能を提供することではない。)
 - (3) カスタマー・ロイヤルティ・プログラムにおいては、顧客が権利を得る財又はサービスの価値は変化する可能性があるが、プリペイド・カードは、特定の金額である。
2. 2015 年 9 月の IFRS-IC の IASB スタッフの分析では、航空会社のマイレージ(ポイント)のケースについて、以下の 2 つのパターンの分析が提示されていた。
 - (1) ポイントの保有者は、航空会社のみで保有するポイントを交換できる。したがって、ポイントの発行者は、航空会社に現金を支払う義務がある。
 - (2) ポイントの保有者は、航空会社とポイントの発行者のいずれにおいてもポイントを交換することができる。ただし、スタッフ・ペーパーで紹介されていた例示では、ポイントの発行者がポイントの交換に対する支配を維持しており、ポイントと交換できる航空便を制限したり、航空会社と直接交換するために必要なポイント数を増加させたりすることにより、航空会社に現金を支払うことを回避することができる(発行者が顧客に財又はサービスを提供する主たる責任を負っていると説明されている。)という特定の条件が示されていた。
3. このうち、(1)の例については、ポイントの発行者が航空会社に現金を支払う義務を負っており、現金を引き渡すことを回避する無条件の権利を有していないため、発行

者の義務は、金融負債として会計処理すべきと分析されている。ただし、このケースは実務上、一般的ではないと結論付けられている⁷。

4. また、(2)の例については、発行者が顧客に財又はサービスを提供する主たる責任を保持しており、これによりポイントの交換方法に対する支配を維持している場合は、ポイントに対して認識する負債は、繰延収益であると結論づけられている。
5. ただし、最終的な IASB スタッフの分析においては、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムは、このプリペイド・カードの論点の検討対象からはずすことが提案された。それは、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムは、契約により様々なケースが想定されるため、上記のような特定のケースのみを考慮して取引についての結論を出すことは難しいため、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムについては今回のプリペイド・カードの論点の検討対象から外すことが提案された。

【ASBJ スタッフ注】

(参考) IFRIC 第 13 号によるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムに関する説明

IFRIC 第 13 号によれば、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムは、以下のようなさまざまな方法で運営されている (IFRIC 第 13 号第 2 項)。

- (1) 顧客が特典クレジットを交換できるようになるまでに、所定の最低限の数又は金額の特典クレジットを蓄積することを要求されることもある。
- (2) 特典クレジットは、個々の購入又は一団の購入と結び付けられることも、一定期間にわたる継続的な取引と結び付けられることもある。
- (3) 企業は、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムを自分で運営することも、第三者が運営するプログラムに参加することもある。
- (4) 提供される特典には、企業自身が提供する財又はサービスのほか、第三者からの財又はサービスを要求する権利を含むこともある。

カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの会計処理は、以下のとおり規定されている。

- (5) 企業は、特典クレジットを、それらが付与された販売取引 (「当初の売上」) の独立した識別可能な構成要素として会計処理しなければならない。当初の売上に関して受領したか又は受領し得る対価の公正価値は、特典クレジットと当該販売のその他の構成要素と

⁷ (ASBJ スタッフ注) ポイントの発行者がポイントと交換できる航空便を制限したり、航空会社と直接交換するために必要なポイント数を増加させたりすることにより、航空会社に現金を支払うことを回避することができることから、非金融負債になると結論付けていると考えられる。

の間で配分しなければならない（IFRIC 第 13 号第 5 項）。

- (6) 合意事項の第 6 項では、特典クレジットに配分される対価を、それらの公正価値を参照して測定することを要求している。同一の特典クレジットについての相場価格がない場合には、他の評価技法を用いて測定しなければならない。企業は、特典クレジットの公正価値を、それが交換される特典の公正価値を参照して測定することができる。特典クレジットの公正価値は、適宜、顧客が交換しないと見込まれる特典クレジットの比率を考慮する（IFRIC 第 13 号 AG1-AG2 項一部抜粋）

例えば、第三者が特典を提供し、企業が付与した各特典について第三者に支払う場合、企業は特典クレジットの公正価値を、第三者に支払う金額に合理的な利益マージンを加えたものを参照して測定することができる（IFRIC 第 13 号 AG3 項）。

以 上

(別紙 2)

FASB による議論－価値蓄積型プリペイド・カード

1. プリペイド・カードに関するサブミッションは、FASB の EITF にも提出されている。FASB は、EITF で議論した結果を踏まえ、2015 年 4 月 30 日に会計基準更新書 (ASU) 案「負債－負債の消滅 (Subtopic 405-20) : 特定の価値蓄積型プリペイド・カードの非行使部分 (Breakage) の認識」(以下、「本 ASU 案という。」) を公表した。本 ASU 案における提案の概要は、以下のとおりである。
 - (1) 本 ASU 案は、以下の特徴を有する価値蓄積型プリペイド・カード (stored-value card) ⁸ に適用される。
 - ① 有効期限がない
 - ② 未請求資産制度⁹の対象ではない。
 - ③ 以下のいずれにも交換可能である。
 - (a) 現金
 - (b) 第三者の小売業者でのみ財又はサービスに交換可能である (例えば、特定のカード・ネットワークにおける価値蓄積型プリペイド・カードを採用している小売業者のみ)
 - (c) (a) と (b) の両方
 - ④ 顧客の預金口座のように、分離された銀行口座に帰属していない。
 - (2) 本 ASU 案が適用される価値蓄積型プリペイド・カードの販売に係る負債は金融負債である。
 - (3) FASB による会計基準のコード化体系 (FASB-ASC) Subtopic 405-20 「負債－負債の消滅」に限定的な例外を設け、非行使部分の負債に関して、ASC Topic 606

⁸ (ASBJ スタッフ注) ASU 案によれば、例示として前払いのギフトカードや、テレフォンカードがあげられており、物理的またはデジタル形式の両方のケースがあるとされている。

⁹ (ASBJ スタッフ注) 企業の倒産等から顧客の資産を保全するために、北米の州法により、一定顧客からアクセスされなかった銀行残高や、未請求の資産 (小切手や未払いの配当金、トラベラーズチェック等) を州当局に引き渡すことが義務付けられているケースがある。

「顧客との契約から生じる収益」の規定と同様の処理を要求する¹⁰。

2. EITF がこのような結論に至ったのは、ASU 案の適用範囲である価値蓄積型プリペイド・カードに係る負債の非行使部分について、Topic 606 との整合性を図ることが適切であると考えたためである。EITF は、このような例外規定を設けることにより、特定の価値蓄積型プリペイド・カードに係る負債を永久に認識し続けるよりも、財務諸表利用者にとってよりよい情報を提供できると考えている（例えば、紛失したり、永久に使われないプリペイド・カードについては、負債の認識の中止の定義を満たすことはない）（ASU 案 BC9 項）。

【ASBJ スタッフ補足：2015年9月のEITF会議】

2015年9月のIFRS-ICには含まれていなかったが、EITFは2015年9月に、ASU案に寄せられたコメントについて審議している。その結果、EITFでは特段の意思決定はなされなかったものの、スタッフから、ASU案の例外規定が適用される取引の範囲について以下の変更が提案されていた。

- (1) 取引の範囲を、有効期限のある価値蓄積型プリペイド・カードにも広げる。これは、有効期限がないものは一定の要件を満たした上で負債の認識の中止が可能となるが、有効期限を有するものについては、類似の経済的特徴を有するにも関わらず、期限が来るまで認識の中止ができないこととなり、会計処理の整合性が取れていないというコメントに対応したものである。
- (2) 取引の範囲を、発行者自身の財又はサービスと、第三者の小売業者の財又はサービスの両方と交換可能であるものに修正する。

EITFは、ASU案の例外規定の適用範囲に関する原則を開発するよう、FASBスタッフに指示している。

3. IASBスタッフは、EITFの公開草案について検討したものの、プリペイド・カードに関連する金融負債における非行使部分について、FASBで提案されているようなIFRSに対する限定的な範囲の修正を行わないことが提案された。その理由は以下のとおり

¹⁰ (ASBJ スタッフ注) 現行のU.S. GAAPでは、負債（金融負債と非金融負債のいずれも）は、ASC Subtopic 405-20「負債の消滅」の規定により、顧客が利用するか、カードが失効となるか、または未請求資産制度(Unclaimed Property Laws)の対象となる前に認識を中止することは認められていない。ただし、前述の脚注4のSECスタッフのスピーチに基づき、実務においては、一定の場合に負債の認識の中止が行われている。ASC Topic 606では、契約負債における非行使部分の金額に関し、企業が権利を得ると見込んでいる場合には、その見込まれる非行使部分の金額を、顧客が行使する権利のパターンに比例して収益として認識する。一方、非行使部分の金額に対する権利を得ると見込んでいない場合には、非行使部分について、権利を行使する可能性がほとんどなくなった時点で収益として認識する。

である。

- (1) 限定的な範囲の修正により、金融商品の会計処理のその他の領域に、意図しない結果が生じる懸念がある。
- (2) この論点に関するアウトリーチでは、有効期限を有していないプリペイド・カードを発行することが広く普及しているという証拠は得られず、限定的な論点であると考えられる。したがって、この論点に対応する必要はないと考える。

以 上

(別紙 3)

IFRIC Update に掲載された「アジェンダ却下通知（案）」の仮訳

IAS 第 32 号「金融商品：表示」－発行者の財務諸表におけるプリペイド・カードに係る負債の分類

解釈指針委員会は、企業がプリペイド・カードを発行する場合に負債をどのように分類し、そうしたカードの未使用残高をどのように会計処理することになるのかを議論した。具体的には、解釈指針委員会は以下の特徴を有するプリペイド・カードについて議論した。

- (a) 有効期限がない。
- (b) 返金、換金、現金との交換ができない。
- (c) 財又はサービスのみを使用できる。
- (d) 使用できるのは特定の小売業者のみ（企業を含む場合があるが、当該企業でしか使用できないわけではない）であり、カードのプログラムに応じて、単一の業者である場合から特定のカード・ネットワークを受け入れるすべての業者である場合までである。カード保有者が小売業者で財又はサービスの購入に使用する時点で、企業は小売業者に現金を支払う契約上の義務を有する。
- (e) 後取手数料がない（これは、カード保有者が使用しない限りプリペイド・カードの残高が減少しないことを意味する）。
- (f) カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの一部として発行されたものではない。

解釈指針委員会は、プリペイド・カードに係る負債は非金融負債なのかどうかを検討するよう求められた。企業はカード保有者に現金を引き渡す義務を有していないからである。

解釈指針委員会は、プリペイド・カードについて企業の負債は、金融負債の定義を満たすことに着目した。企業は、カード保有者に代わり小売業者に現金を引き渡す契約上の義務（カード保有者が財又はサービスの購入にプリペイド・カードを使用することを条件とする）があり、この契約上の義務を決済するために現金を引き渡すことを回避する無条件の権利を有していないからである。解釈指針委員会は、当該企業での使用が 1 つの可能性であるとしても、企業の義務は依然として金融負債であると判断した。企業は、カード保有

者が第三者である小売業者でプリペイド・カードを使用する場合に現金の引渡しを回避する無条件の権利を有していないからである。したがって、こうしたカードを発行する企業は、プリペイド・カードに係る負債の認識の中止を行うかどうか、及び、いつ行うのかを決定するために IFRS 第9号「金融商品」（IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」）のガイダンスを適用することになる。

したがって、解釈指針委員会は、IAS 第32号「金融商品：表示」及び IFRS 第9号（IAS 第39号）の現行のガイダンスに照らし、解釈指針も基準の修正も必要ないと結論を下した。したがって、解釈指針委員会は、この論点をアジェンダに追加しないことを〔決定した〕。

以 上